

高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル

目的

このマニュアルは、国内における高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の発生時における防疫措置を適切に実施するため、国、都道府県、関係機関等における対応措置を定める。

本病の特性等

1 定義

本病は、国際獣疫事務局(OIE)が作成した診断基準(Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines 2000。以下「OIEマニュアル」という。)により高病原性鳥インフルエンザウイルス(Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。)と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス(HPAIウイルスと判定されたものを除く。)の感染による鶏、あひる、うずら又は七面鳥(以下「家きん」という。)の疾病をいう。

なお、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第2条により届出伝染病に指定されている鳥インフルエンザは、本病以外の鳥インフルエンザをいう。

2 症状(疫学的特徴)

本病の症状は多様であり、主要なものは、突然の死亡、呼吸器症状、顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫、出血斑若しくはチアノーゼ、産卵率の低下若しくは産卵の停止、神経症状、下痢又は飼料若しくは飲水の摂取量の低下などである。また、鳥の種類又は分離されたウイルス株により症状やウイルスの排出量は異なる。

3 感染経路、基本的な防疫対策及び治療法

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排せつ物、飼料、粉塵、水、八工、野鳥、人、飼養管理に必要な器材若しくは車両との接触により感染する。本病は、治療法がないため、本病発生時には、本病清浄国の防疫原則に即して本病のウイルスに感染した家きんの殺処分、本病のウイルスに感染したおそれのある家きん、本病のウイルスに汚染されたおそれのある物品等の移動制限、衛生害虫の駆除等の対策をとり、本病の撲滅を図り、常在化を防止する必要がある。

また、一部の国ではワクチンの接種による防疫対策が行われているが、ワクチン接種により発症は抑えられるものの感染自体は防止できないこと、ワクチン接種により産生された抗体と野外ウイルスの感染により産生された抗体が検査で区別できないこと等から、原則としてワクチンを使用せず、検査による感染家きんの摘発及び淘汰により防疫を進める。

モニタリング

本病の発生を迅速に発見する監視体制を構築し、本病の防疫措置を適切に実施するため、都道府県畜産主務課（以下「県畜産主務課」という。）及び家畜保健衛生所並びに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）は、1～3によりモニタリングを実施する。

1 モニタリングの対象

(1) 検査対象（家きん飼養農場）

- ・農場抽出 1農場 / 各都道府県
- ・農場内抽出 10羽 / 農場

(2) 検査時期 1回 / 1～2か月（可能な限り毎月実施する。）

(3) 検査週齢 6週齢以上

(4) 検査材料 気管スワブ及びクロアスワブ（ウイルス分離用） 血清（抗体検査用）

2 モニタリングの内容

(1) 県畜産主務課及び家畜保健衛生所が行うモニタリング

ア 県畜産主務課は、1のモニタリング対象について、地域の実態にあったモニタリングプログラムを作成する。

イ 家畜保健衛生所は、県畜産主務課が作成したモニタリングプログラム及び別紙1の3により血清抗体検査及びウイルス分離検査を行うこととし、ウイルスが分離されずに血清抗体のみが陽性の場合、再検査を実施する。再検査の場合の抽出は、飼養羽数が1,000羽以上の農場の場合は30羽以上とし、飼養羽数が1,000羽未満の農場の場合は農林水産省消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）と協議し、決定する。

(2) 動衛研が行うモニタリング

動衛研は、別紙1の4により家畜保健衛生所が分離したA型インフルエンザウイルスが疑われるウイルスについて同定を行い、病原性（高病原性か否か）及び抗原性（HA、NA亜型の同定）の判定等を行う。

3 モニタリングの報告

県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を別記様式1により衛生管理課に電子メールにて報告する。

異常家きん発見時の措置等

1 異常家きんの通報

県畜産主務課は、獣医師及び家きんの飼養者等に対し、家きんの死亡率の上昇、産卵率の低下又は呼吸器症状等の臨床症状から本病が疑われる臨床症状を示す異常家きんを発見した場合には、直ちにその旨を家畜保健衛生所に報告するよう周知する。家畜保健衛生所は、獣医師及び家きんの飼養者等から報告を受けたとき、家畜

防疫員による立入検査を行う。この際、本病である場合を想定し、病原体の散逸防止等の防疫措置に十分配慮する。

2 家畜保健衛生所における病性鑑定

家畜防疫員は立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、別紙 1 の 3 により臨床症状を示す家きん及び死亡家きんを対象に病性鑑定を実施する。ただし、検査実施前の 3 日間の家きん群の死亡率が 10% 以上（以下「一定以上の死亡率」という。）であることが確認され、臨床症状等から本病の発生が疑われる農場においては、移動の自粛を要請した上で、直ちに臨床症状を呈する家きん及び死亡家きんを対象に病性鑑定を実施する。

3 動衛研における病性鑑定

(1) 材料の送付

家畜保健衛生所における病性鑑定の結果、A 型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、病性鑑定に用いた材料（気管スワブ、クロアカスワブ、血清並びに発育鶏卵から採材した尿膜腔液）を別紙 2 の記載事項に留意しつつ動衛研に送付する。この場合には、別記様式 2 を添付する。

(2) 連絡

ア 家畜保健衛生所は、県畜産主務課に対し、動衛研に材料を送付する旨を連絡するとともに別記様式 2 を FAX 又は電子メールにて送付する。

イ 県畜産主務課は、衛生管理課に対し動衛研に材料を送付する旨を連絡するとともに、別記様式 2 を FAX 又は電子メールにて送付する。

(3) 検査

動衛研は、別紙 1 の 4 により病性鑑定を実施する。

(4) 病性鑑定結果の報告

動衛研は、病性鑑定結果を衛生管理課及び県畜産主務課に報告する。

4 患畜、疑似患畜及び患畜となるおそれのある家畜の決定

本病の診断は、2 及び 3 による病性鑑定の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が (1) ~ (3) により本病の患畜、疑似患畜又は患畜となるおそれのある家畜（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の患畜となるおそれがある家畜をいう。以下「おそれ畜」という。）の決定を行い、本防疫マニュアルにより防疫措置を図る。

(1) 患畜

以下のウイルスの感染が確認された家きん

ア OIE マニュアルにより判定された HPAI ウイルス

イ H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス

(2) 疑似患畜

ア 家畜防疫員が臨床症状、血清抗体検査及びウイルス分離検査結果により患畜である疑いがあると判断した家きん（例えば、一定以上の死亡率が確認され、A 型インフルエンザウイルスが分離された家きん等）

イ 家畜防疫員が同居歴等の調査結果により患畜である疑いがあると判断した家

きん（例えば、患畜と同居している家きん）。

なお、患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）以外の農場であって発生農場の管理者が日常の飼養管理を行っているもの（以下「同一飼養管理農場」という。）で飼養されていた家きんは、イによる疑似患畜として取り扱う。

（３）おそれ畜

- ア （２）のイの疑似患畜のうち、症状が初めて確認された日又は検査材料を採取した日のいずれか早い日より前（以下「患畜等になる前」という。）28日以内に、患畜又は（２）のアの疑似患畜と同居していたことがある家きん（飼養管理形態等により、家畜防疫員が患畜又は（２）のアの疑似患畜と飼養されている農場と防疫上区別することが可能と判断した農場で使用されていた家きんを除く。以下「同居歴による疑似患畜」という。）と同居している家きん
- イ 発生農場及び発生農場以外の農場で疑似患畜を飼養しているものから、患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）が確認される前7日以内に、人（獣医師、飼料関係者等）物（飼養管理関係器材等）又は車両（飼料運搬車等）が移動した農場で飼養されている家きん

本病の患畜等確認時の措置

本病の伝播力の強さにかんがみれば、患畜等が確認された場合は、直ちに防疫措置を施すことが重要となる。防疫措置は、農場単位（発生農場等）での隔離、消毒等の措置、地域単位での移動制限等について、患畜等の所有者、都道府県、関係団体等の関係者が連携して、迅速かつ的確に実施する。

また、本病を含むA型インフルエンザウイルスの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、県畜産主務課は公衆衛生担当部局に対し、それぞれ速やかに連絡を行う。

1 発生農場及び同一飼養管理農場

（１）防疫の基本事項

- ア 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき、速やかに患畜等の隔離を行うよう指導する。
- イ 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第17条、第21条、第23条及び第25条の規定に基づき、（２）～（５）による患畜等の殺処分、農場の消毒、病原体の散逸防止措置等を速やかに実施するよう指導し、必要に応じ、患畜等の所有者に協力する。
- ウ 家畜防疫員は、種鶏場等ふ卵業務を行っている農場の管理者に対し、ふ卵を一時的に中止するよう指導するとともに、法第23条の規定に基づき、ふ卵中のものは汚染物品としてすべて焼却、埋却又は消毒を行い、ふ卵器等の消毒を徹底するよう指導する。
- エ 農場の管理者は、防疫作業にあたらぬこととする。
- オ 農場においては、野鳥及び野生動物の侵入防止並びに衛生害虫の駆除を徹底

する。

(2) 殺処分

ア 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第17条による都道府県知事の命令に基づき殺処分を行う。なお、所有者が適切に実施することが困難な場合は、家畜防疫員は必要に応じ、所有者に協力する。

イ 殺処分は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の散逸防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

ウ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性の確保の観点に配慮して、殺処分は脊椎断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

(3) 死体の処理

ア 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第21条に基づき原則として患畜等が確認された当該農場において死体を焼却、埋却又は消毒するよう指導する。ただし、飼養規模、農場の地勢等によってこれらの処理が困難な場合は、別途指示する。

イ 死体を他の場所にて処理するために移動する場合には、当該死体の消毒、不浸透性容器への密封等必要な措置を講じ、運搬に用いた器材等は使用後、直ちに消毒を行う。

ウ 死体の処理の場所（特に焼却又は埋却の場所）の選定については、当該場所の所有者等の関係者と事前に十分協議し、埋却する場合は、土質、地下水及び水源との関係等について、公衆衛生部局等と事前に十分協議する。

エ 埋却する場合は、原則として、埋却溝の深さは4～5mとし、家きん死体の上は2mの覆土を行う。

オ 殺処分後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体を消毒する。

(4) 汚染物品の処理

ア 患畜等となる前7日以内に、当該患畜等又はその排せつ物に接触し又は接触したおそれのある次のような物品を汚染物品とする。

家きんの部分（肉、骨、臓器、羽毛）

家きんの生産物（卵）

家きんの排せつ物（糞、尿）

飼料及び敷料

飼養管理又は防疫作業に用いた車両及び器具

イ 家畜防疫員は、汚染物品の所有者に対し、法第23条に基づき指示を行い、焼却、埋却又は消毒を行うよう指導する。なお、食用卵集配センター（以下「GPセンター」という。）から出荷された卵、食鳥処理場等で処理された食鳥肉等については、県畜産主務課は、各都道府県の公衆衛生部局等及び衛生管理課と協議し、その取扱いを決定する。

(5) 消毒

ア 家畜防疫員は、発生農場及び疑似患畜が確認された農場の管理者に対し、法第25条に基づき農場全体、特に鶏舎の床及び壁等の施設について、ケージ、集卵ベルト及び下水・排水溝等の設備の状況を踏まえ、十分に消毒するよう指導する。

- イ 消毒は、その対象物に応じ、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等を選定して、少なくとも1週間間隔で3回以上、反復して実施する。
- ウ 農場の出入口は、1か所のみとし、人、車両等の消毒を必ず実施する。
- エ 患畜等に接触した又は接触したおそれのある器具、衣服等についても消毒を行う。
- オ 消毒作業を実施する際には、作業員の衣服等を消毒済みのものと取り替える。
- カ 作業員の当該農場への出入によるウイルス散逸防止に留意し、特に退出時の消毒は徹底して実施する。

2 疫学関連農場

同居歴による疑似患畜及びおそれ畜が飼養されている農場（発生農場を除く。）を疫学関連農場といい、以下の措置を行う。

（1）同居歴による疑似患畜の取扱い

ア 家畜防疫員は、同居歴による疑似患畜の所有者に対し、法第14条第1項に基づき遅滞なく当該同居歴による疑似患畜を隔離するよう指導する。法第14条第1項に基づく隔離を必要としない場合には、当該疑似患畜の所有者に対し、法第14条第2項に基づき隔離の解除又は本病のまん延を防止するため必要な限度において、けい留等の措置をとるよう指示する。

イ 家畜防疫員は、当該疑似患畜の経過観察を行うとともに、必要に応じて病性鑑定等を実施する。

（2）おそれ畜の取扱い

家畜防疫員は、おそれ畜の所有者に対し、法第14条第3項に基づき当該家畜について21日を超えない範囲内において期間を定め、一定区域外への移動制限を指示するとともに、経過観察を行い、必要に応じて病性鑑定等を実施する。

3 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限

都道府県知事は、患畜等の発生を確認し、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある場合には、法第32条に基づき家畜の死体、汚染物品及び運搬車両等について、当該都道府県の区域内において移動を制限する区域（以下「移動制限区域」という。）又は区域外への搬出を制限する区域（以下「搬出制限区域」という。）を定めるとともに、法第33条及び第34条に基づき、家畜の品評会等の家畜を集合させる催物の開催等を制限するための措置をとるものとする。

（1）移動制限区域

ア 範囲

原則として、発生農場を中心とした半径30km以内の区域とするが、発生状況等から伝播力が強くないと判断される場合、衛生管理課と協議の上、最小で半径5kmの範囲まで縮小することができる。

範囲の設定は、市町村等行政単位の区域、道路、河川、鉄道等その境界が明確に認識されるのに適当なものにより行う。

イ 期間

原則として、最終発生に係る防疫措置の完了後28日以上期間とし、発生状

況、清浄性の確認状況等を勘案して衛生管理課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 内容

生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の所有者に対し、その移動を禁止する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置する。

移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵業務を行う種鶏場等の施設は、イによる移動制限の期間の終了又は次のエによる移動制限の除外までの間閉鎖し、食用卵輸送車の消毒などにより、ウイルスの散逸防止の徹底を図る。

移動制限区域内における食鳥処理場以外の場所における自家と殺等の処理及びふ卵を停止し、又は制限する。

品評会などの家きんを集合させる催物等を開催は停止する。

エ 移動制限の除外

原則として、移動制限開始後10日目以降に、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、～ に該当する場合は除外することができる。

発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除く食鳥処理場、GPセンターの再開

移動制限区域外から区域内の食鳥処理場、GPセンター、農場へ直接搬入する生きた家きん、家きんの卵の移入

最終発生例の措置完了後28日以降の発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(2) 搬出制限区域

ア 範囲

原則として、移動制限区域以外の区域で、発生農場を中心とした半径30km以内の区域とする。

範囲の設定は、市町村等行政単位の区域、道路、河川、鉄道等その境界が明確に認識されるのに適当なものにより行う。

イ 期間

原則として、最終発生に対する防疫措置完了後28日以内の期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 内容

生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の搬出制限地域外への移動を禁止する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

生きた家きんについては、区域内での移動及び区域外から区域内への移動は可能であるが、食鳥処理の場合を除き、移動先で必ず28日間以上けい留し、家きんの所有者が臨床症状を観察する。

飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置する。

種鶏場等のふ卵業務は、搬出制限区域内及び搬出制限区域からの種卵を用いた業務に制限する。

品評会などの家きんを集合させる催物の開催を停止する。

エ 搬出制限の除外

原則として、搬出制限開始後10日目以降に、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、搬出制限区域外の食鳥処理場、GPセンターへの家きん及び家きん卵の直接搬出については除外することができる。

4 ワクチン

ワクチンは、発生状況等を踏まえて必要性が認められた場合のみ、衛生管理課と協議の上、法第50条の規定に基づき、都道府県知事が許可し、監視下で使用する。

清浄性の確認のための検査等

都道府県は原則として、次のとおり清浄性確認のための検査を実施するとともに、必要に応じて発生状況等を踏まえ、衛生管理課と協議して追加的な検査等を行う。

1 移動制限区域又は搬出制限区域における検査

(1) 家畜防疫員は、移動制限区域又は搬出制限区域内のすべての家きん飼養農場等について、速やかに立入検査又は聞き取り等により臨床症状（死亡率上昇、産卵率低下等）の有無を確認する。複数の農場を続けて訪問する場合は、ウイルス拡散防止のため十分な措置を講じる。

(2) 臨床症状に異常が認められた家きんについては、に基づき直ちに病性鑑定を行う。

(3) 臨床症状に異常の認められなかった家きん飼養農場においても、移動制限又は搬出制限の解除までの間に少なくとも1回は、のモニタリングに準じた検査を実施する。

なお、短期間に多数の検査を行う必要がある場合には、県畜産主務課は衛生管理課と協議の上、スクリーニング検査として迅速検査キットやPCR法を利用できるものとし、これらの検査結果により本病のウイルスの感染が疑われる家きんについて別紙1による検査を行うこととする。

(4) 移動制限の解除後、原則として3か月間、当該区域の農場の監視を継続し、家きんの所有者から死亡等の状況を毎月1回報告させる。種鶏場等のふ卵業務を行っている農場については毎月1回、その他の家きん飼養農場については少なくとも1回（1回のみの実施の場合は、移動制限の解除後2か月目以降を目途とする。）原則として1農場当たり10羽以上の死亡した家きん等について、のモニタリング検査を行う。

2 その他の区域における措置

- (1) 家畜防疫員は、すべての家きん飼養農場等に対し、本病の特性、野鳥との接触の防止等の防疫対策、臨床症状の確認の励行等について周知徹底を図る。
- (2) 家畜防疫員は、飼育ハト等愛玩鳥の飼育者に対しても、本病の特性等について周知徹底を図り、発生時における防疫措置の協力を要請する。

高病原性鳥インフルエンザの診断に際しての留意事項

1 診断の観点について

高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の診断については、以下の事項に留意して行うこととし、都道府県は、家畜保健衛生所及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所(以下「動衛研」という。)の検査結果を踏まえ、最終的な判断を行う。

2 本病の病態

本病には、OIEマニュアルにより判定されたHPAIウイルスとH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(HPAIウイルスと判定されたものを除く。)の感染によるものであるが、ここでは、病態の明瞭なHPAIウイルスの感染によるものについて記述する。

(1) 疫学的特徴

ア 日齢に関係なく発生。

イ 本病発生家きん群等(家きん、人、車両、器具等)との接触により発生。

(2) 臨床症状

症状は多様であるが、主要なものは以下のとおり。

ア 突然の死亡率の増加

イ 呼吸器症状

ウ 顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血斑若しくはチアノーゼ

エ 産卵率低下又は産卵停止

オ 神経症状

カ 下痢

キ 飼料摂取量、飲水量の低下

(3) 剖検所見

ア 病変は多様。

イ 諸臓器又は筋肉若しくは皮下の充出血又は壊死。

3 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定

(1) 血清抗体検査

すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド(NP)抗原とマトリックス(M)抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

(当面は動衛研から配布する。)

イ 反応法

試験は8% (w/v) のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液 (PBS、pH7.2) に1% (w/v) にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2~3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に径5mmの穴で2~5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mlずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には陽性と判定する。沈降線が交差した場合には非特異反応と判定する。

(2) ウイルス分離検査

ア 材料の採取

家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

イ 材料の運搬

材料は密閉容器に入れ、容器の外側は消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で運搬する。

ウ 材料の処理

材料は抗生物質を添加したブイヨン、細胞培養液又はPBS (pH7.0~7.4) 中に入れる。抗生物質は、例えばペニシリン (10,000単位/ml)、ストレプトマイシン (10mg/ml)、ゲンタマイシン (50µg/ml) 及びマイコスタチン (1,000単位/ml) を使用し、抗生物質添加後のpHは7.0~7.4に合わせる。

排せつ物や臓器は抗生物質添加液で10~20% (w/v) 乳剤にし、室温に1~2時間静置後ウイルス分離に供する。

エ 発育鶏卵への接種 (ウイルス分離)

A型インフルエンザウイルスの分離には発育鶏卵を用いる。材料乳剤を1,000Gで遠心し、その上清を2個以上の9~11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2ml接種し、35~37℃で3~4日間ふ卵する。24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性 (以下「HA」という。) をマイクロプレート法で検査 (以下「HA試験」という。) する。HA試験が陰性の場合にはさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

オ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものと推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験 (以下「HI試験」という。) を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離に用いた材料 (気管スワブ、クロアカスワブ及び血清) 及び尿膜腔液を冷蔵状態で動物

衛生研究所に別紙 2 に留意して送付し、病性鑑定に供する。

(3) モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、別記様式 3 により、モニタリング又は病性鑑定時における採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について電子媒体にて記録する。

4 動物衛生研究所で行うモニタリング又は病性鑑定

(1) A 型インフルエンザウイルスの同定

寒天ゲル内沈降反応等により A 型インフルエンザウイルスの同定を行う。

検査用の抗原は感染尿膜腔液中のウイルスの濃縮又は感染漿尿膜からの抽出とする。検査用抗原及び陽性抗原と既知陽性血清間に形成された沈降線が連結した場合を陽性と判定する。ウイルスの濃縮は感染尿膜腔液の超遠心の沈殿による。

(2) ウイルスの性状判定

ア 病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は OIE マニュアルに準拠して次の試験により行う。

滅菌 PBS で 10 倍に希釈した感染尿膜腔 0.2ml を 4 ~ 8 週齢の感受性鶏 8 羽に接種し、10 日間経過観察を行い、以下の ~ に該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

10 日以内に 6 ~ 8 羽を死亡させた場合。

10 日以内に 0 ~ 5 羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型であり、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の HPAI ウイルスと類似している場合。

10 日以内に 1 ~ 5 羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型以外の亜型であり、かつ、トリプシン無添加下の細胞培養でウイルスの増殖性（細胞変性効果又はプラークの形成）が観察され、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の HPAI ウイルスの配列と類似している場合。

イ 抗原性判定

分離ウイルスの HA 及び NA 亜型は、HA 及び NA 亜型の特異抗血清を用いて HI 試験及びノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI 試験）により決定する。

採取した検体の郵送に当たっての注意

郵便規則（昭和22年逓信省令第34号）第8条第2号及び第3号に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要な事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

| |
|------------------|
| 品名：家きんの組織等 「危険物」 |
| 差出人： |
| 自治体名： |
| 検査所名： |
| 住所： |
| 電話番号： |
| 資格：家畜防疫員（獣医師） |
| 氏名： |

朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物

(1) 次の様式の紙片に必要な事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

| |
|-------------------------------|
| 品名：家きんの組織等 「危険物」 ¹ |
| 国連番号： |
| 差出人： |
| 自治体名： |
| 検査所名： |
| 住所： |
| 電話番号： |
| 資格：家畜防疫員（獣医師） |
| 氏名： |
| ドライアイス kg在中 ² |

1 朱記すること。

2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

(2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

(3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000ml未満、個体の場合は50gを限度とすること。

(4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。

（注2）

(5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

(6) 上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

（注2,3）ラベルの様式は参考のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

(参考)

1 輸送許容物件表示ラベル(分類番号:6.2)



2 輸送許容物件表示ラベル(分類番号:9)



(別記様式1)

平成 年高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施報告

都道府県名: _____

| 月 | 採材羽数 | 血清抗体検査結果 | | | ウイルス分離検査結果 (気管) | | | ウイルス分離検査結果 (クロアカ) | | | 備考 |
|----|------|----------|----|----|--------------------|----|----|----------------------|----|----|----|
| | | 計 | 陽性 | 陰性 | 計 | 陽性 | 陰性 | 計 | 陽性 | 陰性 | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

異常家きん及び死亡家きんの臨床検査等実施状況報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：
平成 年 月 日

1 通報受理年月日 平成 年 月 日

2 通報者
氏名：
住所：

3 家きんの飼養場所等
所有者(管理者)氏名：
住所：
飼養状況：
種類：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他()
羽数： 羽
鶏舎構造：解放、無窓、その他()
飼育形態：ゲージ、平飼い、その他()

4 症状の経過

5 通報事項

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-------------|
| 異常家きん | 種類： | 週齢： | 羽数： | (うち死亡羽数： 羽) |
| 死亡家きん | 種類： | 週齢： | 羽数： | |

6 採材日及び検査材料

採材日：平成 年 月 日
採材検査材料：気管スワブ、クロアカスワブ、血清、その他()

7 家畜保健衛生所における検査所見

(1) 血清抗体検査

検査日：平成 年 月 日
結果：

(2) ウイルス分離検査

検査日：平成 年 月 日
結果：

8 備考

(別記様式3)

高病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名 _____

平成 年 月分

| 検体番号 | 検体 | 採取年月日 | 採取地(市、郡) | 週齢 | 性別 | 用途 | 鶏舎構造 | 飼養形態 | AGP抗体検査 | HAウイルス分離 | ND-HI試験 | 備考 |
|----------------|----|------------|----------|----|----|------|------|------|---------|----------|---------|----|
| (記入例) A-001 | 血清 | 2003/10/10 | 市 | 10 | 雌 | 採卵用鶏 | 解放 | ゲージ | + | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |

記入例

用途別:採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他(具体的に記入)

鶏舎構造:解放、無窓、その他(具体的に記入)

飼養形態:ゲージ、平飼い、その他(具体的に記入)

AGP抗体検査: +、-

ウイルス分離: +、-